

神戸空港第2ターミナル国際線のターミナル利用料 及び保安検査施設利用料に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旅客（航空会社との間で旅客運送契約を締結した者をいう。以下同じとする。）による、神戸空港第2ターミナル（以下「本ターミナル」という。）の国際線の旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設（以下「旅客サービス施設」という。）の使用並びに搭乗旅客、機内持ち込み手荷物及び預入手荷物に関する検査施設（以下「保安検査施設」という。）の使用に関し、神戸空港条例(平成17年条例第1号)第19条に基づく使用料の納付について必要な事項を定める。

(使用料)

第2条 本ターミナルを出発する国際線旅客は、航空会社又は航空会社から委託を受けた者（航空会社から委託を受けた者から再委託を受けた者を含む。以下「航空会社等」という。）に対し、旅客運送契約の締結時に、神戸空港条例別表第2(1)に掲げるターミナル利用料及び同表第2(1)に掲げる保安検査施設利用料（以下総称して「使用料」という。）を航空会社等に支払い、または航空会社等に納付を委託するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる旅客については使用料の支払いを免除する。

- (1) 国公賓及び閣議等により国公賓に準じて取り扱うこととなった外国の賓客（以下「国公賓等」という。）
- (2) 国公賓等の同行者で、代理通関または機側通関を認められた旅客
- (3) 出入国管理及び難民認定法により上陸を拒否された旅客であって、その旨を証する入国審査官の発行する証明書が航空会社等から提出された旅客
- (4) 神戸市が、空港の管理上、入国審査場から本邦に上陸させた者であって、その旨を証する神戸市が発行する証明書を所持している旅客
- (5) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (6) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (7) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (8) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (9) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料を既に支払った旅客
- (10) 前各号のほか、神戸市が徴収しないものとして特に認めた旅客

(納入の通知)

第3条 前条第1項の使用料にかかる納入の通知は、航空会社等が旅客運送契約の締結時に使用料の額を旅客に通知する方法により行うものとする。

(供用の休止)

第4条 次の各号に掲げる事由により、旅客サービス施設又は保安検査施設（以下「施設等」という。）の一部の供用を休止する場合がある。なお、この場合にあっては使用料の払い戻しは行わないものとする。

- (1) 施設等が破損し、又は故障したとき。
- (2) 施設等に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要があるとき。

(払い戻し)

第5条 使用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発を取りやめたときその他必要と認められる場合にのみ、旅客に対し、使用料を支払った航空会社等を通じて払い戻しを受けることができる。なお、使用料の払い戻し方法等については、航空会社等の定めるところによるものとする。

(事務手続き等)

第6条 神戸市と航空会社等との間における使用料の収受に関する事務手続きその他条件は、別途、神戸市と当該航空会社等との間で定めるものとする。

(規程の適用)

第7条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用するものとする。

2 この規程に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

この規程は 2025 年 10 月 26 日から施行する。ただし、搭乗日が 2025 年 10 月 26 日以降であっても、同年 10 月 25 日までに航空券の発券を受けている国際線旅客には適用されない。

別表

旅客 1 人あたりの料金（神戸空港条例別表 2（第 19 条関係）に基づく料金）

項目	国際線	
	大人	小人
ターミナル利用料	2,290 円	1,150 円
保安検査施設利用料	550 円	550 円

※いずれも消費税及び地方消費税を含む

備考

- 1 「大人」とは 12 歳以上の者を、「小人」とは 2 歳以上 12 歳未満の者をいう。
- 2 2 歳未満の者については、無料とする。